8.その他

事項名(所管省庁)		番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
1.上陸審査基準						
1 *(外国人乗員の上陸許可)*	法	91466	外務省を通じ、諸外国の外国人乗員の上陸許可の取扱いを調査中。	平成9年4月から脱船逃亡事案の発生した船舶の乗員の上陸許可の取扱いについて見直しを行い、従来の取扱いを改め、脱船逃亡した乗員と同一の国籍を有する乗員で特定の要件に該当する者を除き、乗員上陸を許可することとした。	※	
2 *(ｺﾞﾙﾌｺｰｽ造成事業の「ｼｪｲﾊﾟｰ」及び「造成ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ」の在留資格)*	法	92468	今後、ｼｪｲﾊﾟｰは在留資格「技能」、造成ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰは在留資格「技術」の在留資格に該当するものとして検討する。	現在、左記のとおり取り扱っている。	◎	
3 *(在留資格認定証明書交付の迅速化)*	法	95537	在留資格認定証明書の交付の迅速化については、従来からその短縮化に努めており、行政手続法の趣旨に沿った業務運営に努めるよう指導しているところであり、今後とも審査期間の短縮を図る。	在留資格認定証明書の交付申請を含む各種申請に必要な提出書類の簡素化等により審査の合理化を図り、早期処理に努めている。	◎	
4 *(企業内転勤)*	法	30603	外国人が外国企業との契約に基づいて、日本国内に新たに事務所等を開設しようとする際に、当該外国人に在留資格を付与する方向で改善策を講ずる。	平成8年5月、「企業内転勤」(在留期間1年)の在留資格への変更を許可した。	◎	
5 *(審査基準の明確化)*	法	30603 40801 41801	在留資格の当てはめや審査基準に関して、その解釈や運用指針等を広く示すことにより、なお一層の明確化・透明化を図る。	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ等のﾒﾃﾞｨｱを活用しつつわかりやすい広報に努め、平成9年秋以降順次実施している。	○	
6 *(在留資格の延長)*	法	40801	「企業内転勤」の在留資格の5年の上限については、平成9年度のできるだけ早期に検討結果を出し、健全なビジネスを行おうとする者にとって支障がない期間に延長する。	平成10年1月、在留資格「企業内転勤」の最長滞在期間が5年を超えないとの要件を削除したことにより、在留資格「企業内転勤」により入国、在留するものは、在留期間を更新することにより、5年を超えて滞在できることにした。	◎	
7 *(在留資格変更許可への柔軟な対応)*	法	40801	「投資・経営」の在留資格については、「企業内転勤」の在留資格からの変更の場合等においては、在留資格変更許可を柔軟に認めるように運用を見直す。	平成7年より同一企業内において地位の変更を理由として経営・管理に従事することになった場合については、「企業内転勤」から「投資・経営」への在留資格の変更を認めることとしている。(注)「企業内転勤」の在留資格から他の在留資格への変更については、平成10年8月以降、変更を希望する在留資格に該当し、また、その要件に適合し、かつ、在留状況に問題がない場合には、変更を認めることとした。	◎	

8.その他

事項名(所管省庁)		番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
2.政府調達						
1 *(電電公社における作業靴の仕様)*	*郵*	82081	作業靴の材料が規格値を満足するものであればその製法は問わないこととし、国際調達用仕様を改める。	昭和57年12月、左記措置を実施。	◎	
2 *(飛行場気象装置)*	*運*	88339	国際的にも優れた最新気象測器を早期に採用できるように仕様書の作成方法等につき検討するとともに、気象測器の気象官署でのデモストレーションについて申し入れがあった場合には可能なかぎり便宜を図る。	昭和63年8月、左記措置を実施。	◎	
3 *(明石海峡大橋工事)*	*建*	93507	今後、公団の工事にかかる高張力鋼板の調達に関しては、特記仕様書に選定の対象とするメーカー名を記載しないこととする。		◎	
4 *(国立病院等におけるベッド)*	*文厚(自)*	97552	入札仕様書の作成等の契約事務の適正化について改善を図った。今後とも、適正な事務執行の指導の徹底を図る。		◎	
3.その他						
1 *(公取委に届出を要する国際契約)*	*公取*	85181	国際契約に関する監視手段としては当該事後届出制度が唯一のものであり、当該届出制度の運用については現行どおりとすることが適当である。	平成9年6月、独禁法一部改正により国際契約届出義務は廃止された。	※	
2 *(景品規制)*	*公取*	20602 31801	景品規制に関しては、平成7年度中に、百貨店業者が行う景品付販売に係る公正取引委員会告示及び事業者景品告示の廃止並びにオープン懸賞告示、懸賞景品告示及び総付景品告示に係る上限金額の引上げを行うとの方向で見直すとともに、規制される景品の範囲等規制内容の明確化を図る。引き続き、個別業種の景品規制（告示・公正競争規約）について、必要な見直しを図る。	懸賞景品告示に係る上限金額の引上げ、総付景品告示に係る上限金額の撤廃、事業者景品告示の廃止、百貨店業における特定の不公正な取引方法第8項の削除、オープン懸賞告示に係る上限金額の引上げ及び規制対象範囲の縮減・明確化を行うための景品規制の一般規定に係る関係告示及び運用基準を改正し、平成8年4月1日から実施した。この一般規定の見直し・明確化に引き続いて、29の業種別告示についても見直しを行い、24業種についての告示の廃止、5業種について告示の改正を行った。また51の景品に関する公正競争規約についても、業種別告示の廃止等にあわせて、49規約について一般規定の内容に即した見直しを行った。残る2規約(新聞業、出版小売業)についてもできる限り速やかに見直しを行う。	○	

8.その他

事項名(所管省庁)		番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
3	*(競馬の馬主登録に関する規制緩和)* 農	20603 41804	馬主登録について、日本中央競馬会が、外国関係団体等の意見の聴取や諸外国の制度の調査を行った上、いかなる方法により海外居住者に対し国内居住者と同程度の適切な審査を行いうるのかを速やかに検討するよう、促す。	平成7年4月、左記措置を実施。これを受けてJRAは、平成10年3月、我が国競馬の公正確保を前提とし、すべての国際交流競走を対象とした馬主登録制度を創設（平成11年1月から実施予定）し、円滑かつ継続的な海外居住者の馬主登録を可能とした。同時に、JRAは、平成7年以降、意見交換等を通じて、ｵｰｽﾄﾗﾘｱ及びﾆｭｰｼﾞﾗﾝﾄﾞの競馬関係者と相互の理解と交流を深めている。	◎	